

# 消防機器早わかり講座

## 放火監視機器

**技術基準** [放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン](#)(平成17年4月11日消防予第72号)  
**設置基準** [同上](#)  
**主な用途** 量販店等における放火監視



放火監視センサー



放火監視受信装置

### <機器等の説明>

放火監視機器は、量販店等における放火による火災を未然に防止するための機器であって、火災に至る前の極小火源による炎を検出する放火監視センサーと当該センサーから発せられる放火信号を受信し、放火警報を発する放火監視受信装置等で構成されるものです。

### 1 放火監視機器

#### (1) 放火監視センサー

炎から放射される紫外線、赤外線等の特定のスペクトルを検出し、放火された旨の警報（以下「放火警報」という。）を発し、又は放火された旨の信号（以下「放火信号」という。）を放火監視受信装置に発信するものです。

#### (2) 放火監視受信装置

放火信号を受信し、放火監視センサーの作動を関係者に報知するものです。

#### (3) 補助装置

放火監視装置を構成する**警報伝達補助装置**（放火信号の発信又は受信を補助する装置であって放火信号を中継するものをいう。）、**警報補助装置**（音響装置の鳴動等により放火警報を発する装置であって、放火監視受信装置が設けられた場所以外の場所に補助的に設けるものをいう。）、**情報伝達補助装置**（放火警報を伝達する内線電話、携帯電話、ポケットベル等をいう。）、**監視カメラ**又は**電源装置**（放火監視センサーに電源を供給するものをいう。）等の装置です。

#### 放火監視機器

放火監視センサー

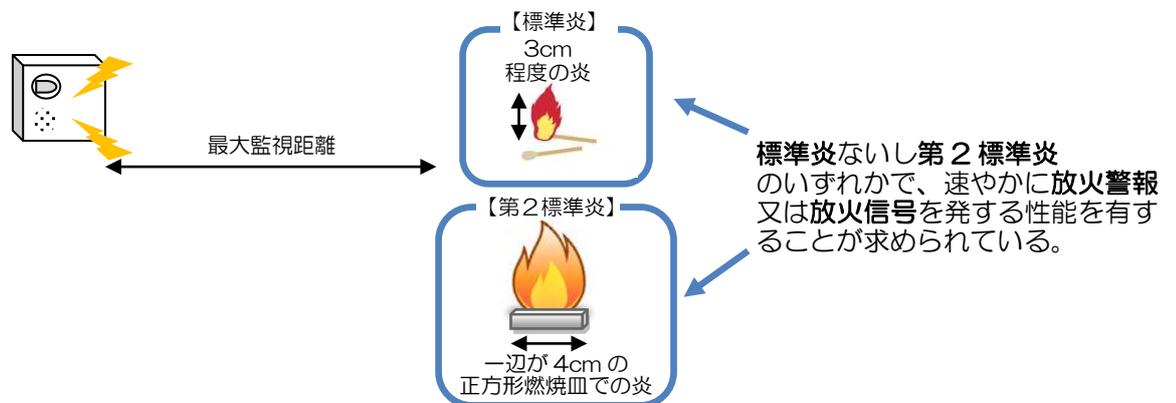
放火監視受信装置

補助装置

## 2 放火監視機器の構造及び機能

### (1) 放火監視センサー

- ア 確実に放火警報を発し、又は放火信号を発信し、かつ、取扱い及び附属部品の取り替えが容易にできること。
- イ 耐久性を有すること。
- ウ 不燃性又は難燃性の外箱で覆われていること。
- エ 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分保護されていること。
- オ 腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置が講じられていること。
- カ 構造、材質及び部品が適切であること。
- キ 監視センサーは、当該監視センサーから最大監視距離離れた標準炎（口径6ミリメートルのマイクロバーナーによる高さ3センチメートル程度の炎（ライターの炎を想定）をいう。）に対して速やかに放火警報又は放火信号を発すること。また、標準炎に加えて新聞紙等の着火を想定した第2標準炎（1辺が4センチメートルの正方形燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させたときの炎をいう。）を用いて同様の試験を行うことができる。図で表すと以下のとおりです。



- ク 放火警報を発するものは、監視センサーの中心から前方1メートル離れた地点で測定した音圧が、屋内型のものにあっては70デシベル以上、屋外型のものにあっては85デシベル以上であり、かつ、その状態を1分間以上継続できること。
- ケ 電源に電池を用いるものにあっては、次によること。
  - (ア) 電源容量が不足したときは、自動的にその旨の信号を72時間以上発信するか、又は72時間以上警報音を発することができる装置を設けること。
  - (イ) 電池は、長時間の使用に耐える容量を有すること。

## (2) 放火監視受信装置

放火監視受信装置（以下「受信装置」という。）の構造及び機能は、前(1)のAからカまでによるほか、次に掲げるとおりです。

ア ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

イ 定格電圧が 60 ボルトを超える受信装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。

ウ 主電源を開閉することができる電源スイッチを設けること。

エ 電源回路、予備電源回路（予備電源を設けるものに限る。）及び外部負荷に電源を供給する回路には、ヒューズ、ブレーカーその他の保護装置を設けること。

オ 主電源を監視する装置を受信装置の前面に設けること。

カ 受信装置の試験装置は、受信装置の前面において容易に操作することができること。

キ 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないとき音響装置又は点滅する注意灯が作動すること。

ク 受信装置は、放火信号を受信したとき、音響装置により放火された旨を報知するとともに放火された場所又は階をそれぞれ自動的に表示させること。

ケ 受信装置の音圧は、当該受信装置の中心から前方 1 メートル離れた地点で測定した値が 70 デシベル以上であること。

認証区分	受託評価
根拠条文	消防法第 21 条の 36
制度の概要	検定協会が基準に適合することを検査し、合格の表示（法的拘束力はなし）が付されます。

### <表示>

#### ○ 型式番号

日本消防検定協会の型式評価試験において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が基準に適合するものに付与された番号です。『品評放第〇〇～〇〇号』という形式で表記されます。

#### ○ 受託評価適合の表示

日本消防検定協会の型式適合評価に合格した製品には、右図のような受託評価適合の証票により表示されます。



受託評価適合の証票  
(大きさ:縦 15mm×横 15mm)